



# 三重県公報

平成30年2月23日（金）

第 2982 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
109	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	( 地 域 福 祉 課 )	2
110	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	( 同 )	2
111	生活保護法の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	( 同 )	2
112	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	( 同 )	2
113	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	( 同 )	3
114	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	( 同 )	3
115	保安林の指定をする予定である旨の通知	( 治 山 林 道 課 )	3
116	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の廃止の届出	( 中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課 )	4
117	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	( 道 路 管 理 課 )	5
118	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	( 同 )	7
119	河川法の規定により工作物を保管した旨	( 河 川 課 )	7
120	土砂災害警戒区域の指定	( 防 災 砂 防 課 )	8
121	同件	( 同 )	8
122	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 同 )	9
123	同件	( 同 )	10
<b>選 管 告 示</b>			
10	当選の効力に関する審査申立てに対する裁決	( 選 挙 管 理 委 員 会 )	17
<b>公 告</b>			
	農用地利用配分計画の認可	( 担 い 手 支 援 課 )	21
	三重県指定希少野生動植物種の指定の案の縦覧	( み どり 共 生 推 進 課 )	22
	開発行為に関する工事の完了	( 建 築 開 発 課 )	24
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	落札者を決定した旨	( 企 業 庁 )	25

告 示
-----

## 三重県告示第 109 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 30 年 2 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービス）の種類
あくらがわ薬局	四日市市城山町 1 番 11 号	有限会社エムズ・ファーマ	四日市市松本四丁目 11 番 7 号	平成 29 年 10 月 1 日	居宅療養管理指導
稲濱歯科医院	伊賀市上野片原町 2773	稲濱 博一	伊賀市上野片原町 2773	平成 29 年 11 月 1 日	居宅療養管理指導
あくらがわ薬局	四日市市城山町 1 番 11 号	有限会社エムズ・ファーマ	四日市市松本四丁目 11 番 7 号	平成 29 年 10 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
稲濱歯科医院	伊賀市上野片原町 2773	稲濱 博一	伊賀市上野片原町 2773	平成 29 年 11 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導

## 三重県告示第 110 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 30 年 2 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
棚橋 末和	棚橋ほねつぎ	四日市市富田一色町 33 番 24 号	平成 30 年 1 月 22 日
藤本 和希	株式会社フレアス フレアス在宅マッサージ三重	津市神戸 203-9 カワイ第 3 ビル 2F	平成 30 年 2 月 1 日

## 三重県告示第 111 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

平成 30 年 2 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の所在地	変更年月日
森田 輔	たすく治療院	津市河芸町千里ヶ丘 36-3	津市河芸町西千里 1590-2	平成 30 年 1 月 4 日

## 三重県告示第 112 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 30 年 2 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	事業（サービス）の種類
あくらがわ薬局	四日市市城山町 1 番 11 号	有限会社エムズ・ファーマ	四日市市松本四丁目 11 番 7 号	平成 29 年 10 月 1 日	居宅療養管理指導

稲濱歯科医院	伊賀市上野片原町 2773	稲濱 博一	伊賀市上野片原町 2773	平成 29 年 11 月 1 日	居宅療養管理 指導
あくらがわ薬局	四日市市城山町 1 番 11 号	有限会社エムズ・ ファーマ	四日市市松本四丁目 11 番 7 号	平成 29 年 10 月 1 日	介護予防居宅 療養管理指導
稲濱歯科医院	伊賀市上野片原町 2773	稲濱 博一	伊賀市上野片原町 2773	平成 29 年 11 月 1 日	介護予防居宅 療養管理指導

### 三重県告示第 113 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 30 年 2 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
棚橋 末和	棚橋ほねつぎ	四日市市富田一色町 33 番 24 号	平成 30 年 1 月 22 日
藤本 和希	株式会社フレアス フレアス在宅マッサージ三重	津市神戸 203-9 カワイ第 3 ビル 2F	平成 30 年 2 月 1 日

### 三重県告示第 114 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

平成 30 年 2 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の所在地	変更年月日
森田 輔	たすく治療院	津市河芸町千里ヶ丘 36-3	津市河芸町西千里 1590-2	平成 30 年 1 月 4 日

### 三重県告示第 115 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 30 年 2 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

#### 第 1

#### 1 保安林予定森林の所在場所

熊野市神川町柳谷字烏帽子岩 303、304、字旦那庭 306、307、字箱久 311、314、316、317、字熊洞 313、字大谷 849、津市美杉町下多気字白口 1023 の 19、1023 の 43、1023 の 66、1237、1239、1255 から 1257 まで

#### 2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課、津市役所及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

## 第2

## 1 保安林予定森林の所在場所

熊野市飛鳥町佐渡字岡平 845 の 2、845 の 5

## 2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐とする(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

## 第3

## 1 保安林予定森林の所在場所

熊野市五郷町湯谷字大栗 254、多気郡大台町佐原字東畑口 2

## 2 保安林指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課、熊野市役所及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。)

---

**三重県告示第 116 号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第6項の規定により次のとおり公告します。

平成30年2月23日

三重県知事 鈴木英敬

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

四日市南ショッピングセンター

四日市市泊小柳町 2-1 ほか7筆

## 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

22,605 m<sup>2</sup>

## 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 m<sup>2</sup>

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000 m<sup>2</sup>以下となる年月日

平成30年3月1日

## 5 変更の理由

建替えによる店舗閉鎖のため

三重県告示第 117 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 30 年 2 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 421 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
いなべ市員弁町暮明字暮明前 242 番地先 から いなべ市員弁町岡丁田字丁田浦 98 番地先 ま で	旧	7.50~14.00	126.62
	新	13.50~14.00	126.62

第 2

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 421 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
いなべ市員弁町大字北金井 1637 番 52 地先 か ら いなべ市大安町大字高柳 587 番 2 地先 まで	新	12.00~55.44	2,450.00

第 3

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 477 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
三重郡菰野町大字菰野字小岳 8495 番 8 地先 から 三重郡菰野町大字菰野字青瀧北岨 8496 番 1 地 先 まで	旧	33.00~75.50	228.50
	新	33.10~77.20	228.50

第 4

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 477 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
三重郡菰野町大字菰野字小岳 8495 番 8 地先内	旧	33.80~77.20	200.80
	新	30.20~77.20	200.80

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鈴鹿環状線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
鈴鹿市徳田町字間瀬口 653 番地先 から 鈴鹿市徳田町字拾石前 1241 番地先 まで	旧	24.90~31.70	420.00
	新	25.90~53.80	420.00

第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 亀山停車場石水溪線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
-----	------	------------	----------

亀山市江ヶ室1丁目1459番2地先 から 亀山市江ヶ室1丁目1474番1地先 まで	旧	10.00～12.80	22.20
	新	10.00～17.22	22.20

## 第 7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平野亀山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
亀山市田村町字鷹ヶ尾704番地先 から 亀山市田村町字鷹ヶ尾669番5地先 まで	旧	5.50～21.00	307.00
	新	16.00～30.00	307.00

## 第 8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪青山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
津市白山町福田山字南山1070番5地先 から 津市白山町福田山字南山1069番5地先 まで	旧	7.90～8.00	11.42
	新	7.90～10.35	11.42

## 第 9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 片田井戸久居線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
津市戸木町字東蛇谷8326番地先内	旧	22.60～28.30	12.70
	新	28.30	12.70

## 第 10

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 老ヶ野古田青山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
津市白山町福田山字三谷679番5地先内	旧	5.90～7.80	24.90
	新	5.90～8.60	24.90

## 第 11

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鳥羽松阪線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
松阪市豊原町字西町2番地先内	旧	38.72～39.64	2.76
	新	38.72～42.25	2.76

## 第 12

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊勢大宮線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
度会郡度会町麻加江字八幡650番2地先 から 度会郡度会町麻加江字狭古302番1地先 まで	旧	28.60～39.20	64.00
	新	28.60～69.30	64.00

## 第 13

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 檜原大内山線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
度会郡大紀町大内山字寺浦沖 2948 番 3 地先から 度会郡大紀町大内山字西ノ前 6862 番 2 地先まで	旧	6.30～15.30	51.80
	新	10.50～16.30	51.80

第 14

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南浦海山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
北牟婁郡紀北町便ノ山字石切 529 番 3 地先内	旧	6.50～7.30	28.00
	新	10.30～11.20	28.00

第 15

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀宝川瀬線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
南牟婁郡紀宝町高岡字見ノ越 711 番 1 地先から 南牟婁郡紀宝町高岡字見ノ越 710 番 2 地先まで	旧	13.10～13.30	3.00
	新	11.30～13.30	3.00

三重県告示第 118 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。  
 平成 30 年 2 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 421 号	いなべ市員弁町暮明字暮明前 242 番地先 から いなべ市員弁町岡丁字丁田浦 98 番地先 まで	平成 30 年 2 月 23 日
県道 四日市多度線	桑名市大字星川字半之木 778 番 1 地先内	平成 30 年 2 月 23 日
県道 檜原大内山線	度会郡大紀町大内山字寺浦沖 2948 番 3 地先 から 度会郡大紀町大内山字西ノ前 6862 番 2 地先 まで	平成 30 年 3 月 1 日
県道 伊勢多気線	伊勢市上地町字中荒切 4327 番地先 から 伊勢市上地町字上荒切 4821 番地先 まで	平成 30 年 2 月 23 日
県道 伊勢多気線	伊勢市上地町字上荒切 4821 番地先内	平成 30 年 2 月 23 日
一般国道 422 号	伊賀市諏訪字中山 3641 番 10 地先 から 伊賀市大谷字里出 813 番 2 地先 まで	平成 30 年 2 月 25 日 午後 4 時

三重県告示第 119 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 75 条第 4 項の規定により工作物を保管しましたので、同条第 5 項の規定により公示します。  
 なお、保管工作物一覧簿は、三重県桑名建設事務所に備え置いて縦覧に供します。  
 平成 30 年 2 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量  
船舶 17 隻

工作物の種類	漁船登録番号又は船舶番号
船舶 1	—

船舶 2	—
船舶 3	—
船舶 4	—
船舶 5	—
船舶 6	—
船舶 7	ME 3-50831
船舶 8	—
船舶 9	—
船舶 10	—
船舶 11	—
船舶 12	243-6844
船舶 13	243-16139
船舶 14	ME 3-39514
船舶 15	—
船舶 16	A C 3-52264
船舶 17	ME 3-52264/243-13833

- 2 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時  
一級河川木曾川水系鍋田川河川管理施設内（桑名郡木曾岬町大字源緑輪中）  
平成 29 年 5 月 23 日 午後 3 時
- 3 工作物の保管を始めた日時及び保管の場所  
平成 29 年 5 月 23 日 午後 3 時 30 分  
一級河川木曾川水系鍋田川河川管理施設内（桑名郡木曾岬町大字源緑輪中）
- 4 保管した工作物の返還手続  
工作物の所有者であることを証する書面を三重県桑名建設事務所に提出し、受領書と引換えに返還を受けてください。  
なお、公示の日から起算して六月を経過してもなお返還の手続きがなされないときは、当該工作物の所有権は三重県に帰属します。
- 5 担当部局  
〒511-8567 桑名市中央町 5-71  
三重県桑名建設事務所 総務・管理室管理課  
電話番号 0594-24-3662

**三重県告示第 120 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 30 年 2 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
浮橋 1	四日市市浮橋 1 丁目 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
三滝台 5	四日市市三滝台 2 丁目、川島町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、四日市建設事務所及び四日市市役所に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 121 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 30 年 2 月 23 日



三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中出谷	伊賀市高尾 (詳細は次の図のとおり)	土石流
高尾 3	伊賀市高尾 (詳細は次の図のとおり)	土石流
酒谷	伊賀市高尾 (詳細は次の図のとおり)	土石流
高尾 4	伊賀市高尾 (詳細は次の図のとおり)	土石流
段坂谷	伊賀市高尾 (詳細は次の図のとおり)	土石流
高尾 5	伊賀市高尾 (詳細は次の図のとおり)	土石流
トコナミ谷	伊賀市高尾 (詳細は次の図のとおり)	土石流
津元谷	伊賀市高尾 (詳細は次の図のとおり)	土石流
川谷	伊賀市下阿波 (詳細は次の図のとおり)	土石流
汁付の 1	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	土石流
元町東	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	土石流
オカメ谷	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	土石流
馬谷-1	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	土石流
平松-2	伊賀市上阿波・猿野 (詳細は次の図のとおり)	土石流
井戸の谷	伊賀市炊村 (詳細は次の図のとおり)	土石流
赤川谷-7	伊賀市甲野 (詳細は次の図のとおり)	土石流
持中川-1	伊賀市中村 (詳細は次の図のとおり)	土石流
角部	伊賀市中村 (詳細は次の図のとおり)	土石流
寺境内-2	伊賀市真泥 (詳細は次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊賀建設事務所及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。)

### 三重県告示第 122 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 30 年 2 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条に規定する衝撃に関する事項
泊村 5	四日市市大字泊村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

泊村 6	四日市市大字泊村、前田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
泊村 4	四日市市大字泊村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
泊村 1	四日市市大字泊村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日永 1	四日市市大字日永、日永西 2 丁目、日永西 3 丁目、西日野町、東日野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日永 2	四日市市大字泊村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日永 4	四日市市大字泊村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日永 6	四日市市大字泊村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日永 7	四日市市大字泊村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日永 8	四日市市大字泊村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
泊村 2	四日市市大字泊村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
泊村 3	四日市市大字泊村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
前田 4	四日市市前田町、大字泊村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
泊村 7	四日市市大字泊村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日永 3	四日市市大字日永 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川島 2	四日市市川島町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川島 3	四日市市川島町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川島 15	四日市市川島町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
狭間	四日市市狭間町、川島町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川島 4	四日市市川島町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川島 14	四日市市川島町、三滝台 4 丁目 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三滝台 1	四日市市三滝台 4 丁目、川島町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川島 16	四日市市川島町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、四日市建設事務所及び四日市市役所に備え置いて縦覧に供します。)

### 三重県告示第 123 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 30 年 2 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
高尾 1	伊賀市高尾 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
杉山久谷	伊賀市高尾 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
高尾 2	伊賀市高尾 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
黒子谷	伊賀市高尾 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
高尾 6	伊賀市高尾 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
高尾 7	伊賀市高尾 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
高尾 8	伊賀市高尾 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
高尾 9	伊賀市高尾 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
高尾 10	伊賀市高尾 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
高尾 11	伊賀市高尾 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
高尾 12	伊賀市高尾 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
高尾 13	伊賀市高尾 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
奥出川-1	伊賀市高尾 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
奥出川-2	伊賀市高尾 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
高尾 14	伊賀市高尾 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
高尾 15	伊賀市高尾 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
ユオ谷	伊賀市高尾 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
高尾 16-1	伊賀市高尾 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
高尾 16-2	伊賀市高尾 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
下阿波の 2-1	伊賀市下阿波 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
下阿波の 2-2	伊賀市下阿波 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
西山谷	伊賀市下阿波 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
山の神谷	伊賀市下阿波 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
皿上谷	伊賀市下阿波 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
寺山谷の 2	伊賀市下阿波 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
狩ヶ谷	伊賀市下阿波 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり

須原の 1	伊賀市下阿波 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
須原の 2	伊賀市下阿波 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
米ヶ谷の 1	伊賀市下阿波 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
米ヶ谷の 2-1	伊賀市富永 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
米ヶ谷の 2-2	伊賀市富永 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大仏寺	伊賀市富永 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大仏寺南	伊賀市富永 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東谷川の 1	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大ヶ音	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
口神地安	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
島の川-1	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
島の川-2	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
島の川-3	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
島の川-4	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺の谷	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
汁付の 3	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
梅の木谷-1	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
梅の木谷-2	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
馬谷-2	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
元町西	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
平松-1	伊賀市上阿波・猿野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
平松-3	伊賀市猿野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
信楽谷	伊賀市猿野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
猿野-1	伊賀市猿野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
猿野-2	伊賀市猿野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥谷-1	伊賀市猿野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥谷-2	伊賀市猿野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

富永 1	伊賀市富永 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
富永 2-1	伊賀市富永 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
富永 3	伊賀市富永 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
富永 4	伊賀市富永 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
子延 5	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上阿波 3	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上阿波 13	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西山の 1	伊賀市千戸 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西山の 3	伊賀市千戸 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西谷	伊賀市千戸 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
赤川谷-1	伊賀市甲野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
赤川谷-2	伊賀市甲野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
赤川谷-3	伊賀市甲野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
赤川谷-4	伊賀市甲野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
赤川谷-5	伊賀市甲野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
赤川谷-6	伊賀市甲野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
持中川-2	伊賀市中村 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宮谷	伊賀市中村 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
石谷の 1	伊賀市中村 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
石谷の 2	伊賀市中村 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
日野川支溪	伊賀市真泥 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西出	伊賀市真泥 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺垣内	伊賀市真泥 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
寺垣内-1	伊賀市真泥 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下高尾 1	伊賀市高尾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下高尾 2	伊賀市高尾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下高尾 3	伊賀市高尾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり



上高尾 12	伊賀市高尾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下高尾 17	伊賀市高尾 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上阿波 1	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上阿波 2	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上阿波 3	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上阿波 4	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
猿野	伊賀市猿野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
富永	伊賀市富永 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
須原	伊賀市下阿波 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下阿波	伊賀市下阿波 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上阿波	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
猿野 2	伊賀市猿野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下阿波 4	伊賀市下阿波 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上阿波 5	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上阿波 I-1	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上阿波 I-2	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上阿波 I-4	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下阿波 II-1	伊賀市下阿波 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下阿波 II-2	伊賀市下阿波 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下阿波 5	伊賀市下阿波 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
須原 II-1	伊賀市下阿波 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
富永 II-2	伊賀市富永 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
富永 II-1	伊賀市富永 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下阿波 II-3	伊賀市下阿波 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上阿波 II-1	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上阿波 II-2	伊賀市上阿波 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下阿波 2	伊賀市下阿波 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

久米 1	伊賀市久米町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
守田	伊賀市守田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四十九	伊賀市四十九町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四十九 4	伊賀市四十九町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久米 3	伊賀市久米町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四十九 2	伊賀市四十九町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
久米 2	伊賀市久米町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
陽光台 2	伊賀市陽光台 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
陽光台 1	伊賀市陽光台 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
四十九 3	伊賀市四十九町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中村 1	伊賀市中村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中村 4	伊賀市中村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中村 5	伊賀市中村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鳳凰寺	伊賀市鳳凰寺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
甲野 2	伊賀市甲野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
炊村 1	伊賀市炊村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
炊村 2	伊賀市炊村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
千戸 1	伊賀市千戸 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
千戸 2	伊賀市千戸 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
千戸 3	伊賀市千戸 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
千戸 4	伊賀市千戸 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
千戸 5	伊賀市千戸 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
千戸 6	伊賀市千戸 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
真泥 1	伊賀市真泥 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
真泥 2	伊賀市真泥 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
真泥 3	伊賀市真泥 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
真泥 5	伊賀市真泥 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり



甲野 3	伊賀市甲野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
真泥 I-1	伊賀市真泥 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
甲野 I-2	伊賀市甲野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
甲野 II-1	伊賀市甲野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
甲野 II-3	伊賀市甲野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鳳凰寺 II-1	伊賀市鳳凰寺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鳳凰寺 II-2	伊賀市鳳凰寺 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中村 II-2	伊賀市中村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
千戸 II-1	伊賀市千戸 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊賀建設事務所及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。)

## 選 管 告 示

### 三重県選挙管理委員会告示第 10 号

平成 29 年 12 月 13 日付けで三重県熊野市井戸町 548 番地 6 川上景士から提起されました同年 10 月 22 日執行の熊野市長選挙の当選の効力に関する審査の申立てについて、平成 30 年 2 月 9 日に裁決しましたので、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 215 条の規定により、次のとおり告示します。

平成 30 年 2 月 23 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

### 裁 決 書

三重県熊野市井戸町 548 番地 6

審査申立人 川上 景士

上記審査申立人(以下「申立人」という。)から、平成 29 年 12 月 13 日付けをもって提起された同年 10 月 22 日執行の熊野市長選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立てについて、三重県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は次のとおり裁決する。

#### 主 文

本件審査の申立てを棄却する。

#### 審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙の投票の効力に関し平成 29 年 10 月 31 日に熊野市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)に対し、異議の申出を行ったところ、市委員会は同年 11 月 27 日付けでこの申出を棄却する旨の決定を行った。

申立人は、この決定を不服として当委員会に対し、市委員会の決定を取り消し、本件選挙における当選を無効とする旨の裁決を求めて、審査の申立てを行ったものである。

申立ての理由の要旨は、次のとおりである。

- 1 市委員会の決定では、投票箱の鍵の施錠と、外鍵、内鍵の保管状況について、投票所から開票所までの送致の状況のみ認定しているが、期日前投票においては、投票所の中に継続的に投票箱が置かれており、投票用紙

の不正は、投票所内に存置された投票箱内の用紙について行われる可能性が高いことから、その間の投票箱の保管状況等の確認が必要で、決定の認定事実だけでは不正がなかったことを認定するに足りない。

市委員会の調査は、職員からの事情聴取程度で客観的な資料等に基づくものではなく、投票箱の厳重管理に関する客観性を担保した防犯措置、カメラの有無その他についても十分な調査がなされていないのであれば、決定の認定事実については信用に値するものとはいえない。

本件選挙において、投票者数に比べて投票数が4減少していることは、投票箱の管理が厳重になされていないことを示している。

- 2 当日は、朝から大型台風が到来し、大雨が降っていた状況で、これを想定して投票箱内に雨水などが入らないように厳重に保管されていたはずで、組み立て式であるという構造上の可能性のみを指摘して、雨水が浸水したと認定すること自体不合理である。

具体的にどのように投票箱を管理していたか、運搬方法がどのようなであったか、雨水侵入防止のためにいかなる措置を講じていたかを何ら確認していないことは、調査の杜撰さを示している。

同日に行われた衆議院議員総選挙の投票用紙については、用紙が濡れて計数不能になった状況はなかったことから、雨水の侵入による投票用紙への異常発生の可能性はないものと思われる。

- 3 本件選挙では、以前の選挙とは異なり、開票時に選挙立会人の直接的な監視がない状況で投票箱から投票の取り出しが行われていた点について、市委員会の決定では、投票箱の解錠前と解錠後の箱の中を選挙立会人に見せたというにとどまり、投票用紙への不正の有無を確認する上で最も重要な投票用紙そのものに対する監視、外部的チェックができる可能性がなかったという点を見過ごしている。

選挙立会人は、投票箱の解錠前も解錠後も投票の取り出し場所から10メートル以上離れた位置におり、投票箱の具体的な状況も十分に監視できたとはいえず、投票用紙そのものを外部的直接的にみることは不可能だった。

本件選挙について、従前と異なってこのような対応をしていることは、不正がなされていることを推認させる重要な事実である。

- 4 投票用紙そのものの不正があったか否かという客観的、物的調査を行うべきであるのに、市委員会はこれを行っていない。

投票用紙の残紙及び汚損紙についてはその枚数が厳重に管理されているところ、選挙にあたって印刷した枚数なども確定していることからすれば、印刷された投票用紙に不正があったか否かの客観的状況を確認できるはずである。これらの確認に何ら触れずに、不適切な調査結果のみに依拠しているのは不当である。

三重県選挙管理委員会では、以下について調査すべきである。

- ・本件選挙のために印刷された投票用紙の残紙、汚損紙の枚数及びその状況
- ・前回の熊野市長選挙における残紙等が用いられている可能性
- ・実際に投票された用紙について他の用紙、過去の選挙における投票用紙などが用いられている形跡がないか
- ・筆跡、書き直しの有無などを確認し、同一人が多数の投票用紙に記載して差替えられたり修正されたりといった不正の可能性

#### 裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なもの認め、市委員会から弁明書及び本件選挙における事実を証する書類を、申立人からは反論書を徴し、慎重に審理した。

そもそも、当選の効力に関し争訟の提起があった場合においては、選挙そのものは有効に行われたことを前提とし、当選が無効とされる原因とは、「当選人の決定に違法の事由があること、すなわち当選人の決定手続に違法があること、決定内容（たとえば投票の有効無効の判定、各候補者の有効得票数の算定）に違法があること」（大阪高等裁判所昭和30年9月29日判決）を主張して争うものとされている。

また、申立人の申立ての理由を判断するにあたっては、当選争訟は選挙の有効なることを前提とする争訟であって、選挙が無効であれば、当選人決定もありえないこととなり、その争訟も成立しないこととなる。よって、当委員会では、申立人の申立ての理由のうち選挙の効力についての疑義が示された部分について、職権により、選挙の効力に関しても審理を行った。

選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）（以下「公選法」という。）第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反することがあるときにおいて、選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

この「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する

る明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されること」（最高裁判所昭和61年2月18日判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当選に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性がある場合をいう」（最高裁判所昭和29年9月24日判決）とされている。

当委員会はこれらの観点から、申立人の主張について順次判断する。

#### 1 申立人の理由1について

申立人は、期日前投票の投票箱は選挙当日の開票までの間、投票所内に継続的に置かれており、その間における不正の可能性が極めて高い旨主張する。

このことについて、市委員会では、公選法の規定を踏まえ、当日投票所における事務内容を「平成29年10月22日執行衆議院議員総選挙 熊野市長選挙 投票事務」として事前に定め、平成29年10月13日に事務従事者に説明していたこと、期日前投票における投票箱及び投票箱の鍵の管理方法もこれに準じて実施するよう事前に定めていたこと、及びこれらに基づき、以下のとおり事務が行われていたことを当委員会において確認した。

- ① 空の投票箱の使用を開始する際には、投票管理者、投票立会人及び選挙人に投票箱を開き、空箱であることを確認した上で施錠し、投票を開始した。
- ② 投票を終了する際には、投票箱に内鍵及び外鍵をかけた上、それぞれの鍵を別々に所定の封筒に入れ、投票管理者及び投票立会人全員が封印をした。
- ③ 前日に使用した投票箱を用いて期日前投票を開始する際には、投票管理者及び投票立会人が鍵が入った封筒の封印を確認した上で、これを開封した。
- ④ 熊野市役所本庁舎で行っていた期日前投票に係る投票箱並びに②による封印がなされた投票箱の内鍵及び外鍵（以下「投票箱等」という。）については、本庁舎内の会議室で保管し、同室の鍵は本庁舎内の総務課において保管していた。また、紀和総合支所内の投票箱等は、支所内の放送室で保管し、同室の鍵は支所の執務室内で保管していた。
- ⑤ 期日前投票は、熊野市役所本庁舎では午後8時、紀和総合支所では午後7時に終了しており、熊野市役所本庁舎、紀和総合支所とも、庁舎内への入退庁については宿直が管理し、期日前投票時間以外の入退庁者については、宿直室にある入退庁記録に記載することとなっていた。
- ⑥ 期日前投票所投票録によると、期日前投票が行われた日ごとに期日前投票立会人が選任され、選任された日の期日前投票の開始時刻から終了時刻までの間立ち会っていた。

また、投票箱等は、選挙期日に市委員会の事務従事者によって開票所に移送され、その後は市委員会の事務従事者の監視の下に置かれ、開票の開始後には選挙立会人の立会いの上、投票箱等の異常の有無を確認した後に投票用紙を取り出されており、期日前投票所の投票管理者から選挙長までの間、適切に引継ぎがなされていたことを確認した。

これらのことから、期日前投票の開始から開票までの間、投票箱等が適切に管理されていたことが同われ、申立人が主張する、投票済の投票用紙が不正な投票用紙に差し替えられたことを疑う合理的理由は見受けられない。

なお、申立人は、投票者数に比べ投票数が4減少していることが、投票箱が厳重に管理されていなかったことを示している旨併せて主張するが、本件選挙と同日に執行された衆議院小選挙区選出議員選挙の熊野市開票区においても持ち帰り判断された票が5票確認され、三重県全体でも持ち帰り判断された票が58票確認されていることから、投票者数に比べて投票数が少ないことのみをもって投票箱の管理が厳重になされていなかったとはいえない。

#### 2 申立人の理由2について

申立人は、投票箱に容易に雨水が入るような管理がされていたとは到底考えられず、本件選挙と同日に執行された衆議院議員総選挙の投票用紙については用紙が濡れて計数不能になった状況はなかったことから、雨水の侵入による投票用紙への異常発生の可能性はない旨主張する。

このことについて、弁明書によれば、本件選挙の開票作業において、投票用紙読取分類機及び計数機（以下「機器類」という。）を使用できなかった投票用紙があったものの、その票数は数百票程度で、大多数の残りの票は機器類で処理できたとのことであり、機器類で処理できなかった理由としては、投票用紙が水に濡れていることにより機器類で処理できなかったことを事務従事者が確認したとのことであった。

当委員会の職員が立会いの上で投票箱に水が侵入するかどうか実証したところ、市委員会の保有する組立式投

票箱及び固定式投票箱ともに、投票箱の外側に 15 秒程度水をかけると内側に水が侵入することが確認できた。また、弁明書によれば、本件選挙と同日に執行された衆議院議員総選挙における開票作業においても、同様に機器類で処理できない票があったこと、さらに、市委員会に聞き取ったところ、投票箱の移送に携わった投票管理者、投票立会人及び事務従事者のいずれから、雨水に濡れること以外の移送途中の異常が報告されていなかったこと、開票所において各投票所から移送された投票箱を受領した市委員会委員が、多くの投票箱が水に濡れていたため、受領の際に布等でふき取っていたと述べていたことが確認できた。

これらのことから、投票箱を送致するにあたり、投票箱に雨水の侵入を防ぐための特段の措置がとられていなかったために、投票箱の中に雨水が侵入し、投票用紙が濡れたものと推認できる。

なお、機器類は、開票作業を迅速に行うために使用しているものであり、投票用紙が真正のものであるかを判別するためのものではないことから、機器類が使用できないことをもって、不正な投票用紙であるということとはできない。

しかしながら、適正な投票用紙の管理は、選挙全般に対する選挙人の信頼確保にとって不可欠であるため、今後、悪天候時の投票箱送致について、投票箱の保全を徹底する等の対応がより一層求められる。

### 3 申立人の理由 3 について

申立人は、本件選挙の開票時に選挙立会人の直接的な監視がない状況で投票箱から投票の取出しが行われており、投票箱の具体的な状況も十分に監視できたとはいえず、投票用紙そのものに対する監視、外部的チェックができる可能性がなかった旨主張する。

また、投票用紙の開披作業について、従前と異なる対応をしていることは、不正がなされていることを推認させる重要な事実である旨主張する。

このことについて、市委員会では、開票業務の内容を「平成 29 年 10 月 22 日執行衆議院議員総選挙 熊野市長選挙 開票事務」として事前に定め、平成 29 年 10 月 13 日に事務従事者に説明するとともに、また、投票箱を開く前の点検及び開披については、熊野市公職選挙事務取扱規程（平成 17 年 11 月 1 日熊野市選挙管理委員会告示第 3 号）第 42 条により事前に定めており、これらに基づき、以下のとおり行われていたことを当委員会において確認した。

なお、本件選挙では、公選法第 79 条の規定により、開票事務は選挙会事務に併せて行われたことにより、開票管理者及び開票立会人はそれぞれ選挙長及び選挙立会人とされている。

- ① 選挙長は、投票箱を開く前に選挙立会人立会の上、投票箱及びその鍵の異常の有無を確認し、投票箱を開いて開票台に投票用紙を取り出した後、空になった全ての投票箱を選挙立会人に示した。
- ② 開票台で揃えられた投票用紙は読取分類機係に送致され、同係は候補者別に分類して、区分・点検係へ送致した。同係は候補者氏名を再確認し、投票用紙読取分類機で分類・処理できなかった投票用紙も区分し再確認して、特定の候補者に確実に投票したと認められる完全有効票を計数係へ送致した。
- ③ 計数係は計数機を用いるなどして 50 票毎に計数し、再度確認してから、括束係に送致し、同係は票束をホッチキスで括束し、この票束を 4 束にして輪ゴムで再括束して、開票集計係に送致した。
- ④ 開票集計係は、括束係から送致された票束に開票集計入力票を添付し、選挙立会人及び選挙長の確認を受けるため、選挙立会人へ送致した。
- ⑤ 完全有効票は選挙立会人、選挙長の順に点検、確認を受け、確認を受けた完全有効票は各々の選挙立会人の机にその候補者の分を並べた。
- ⑥ 完全有効票として処理できない疑問票は疑問係に送致され、同係で審査を行い、投票効力決定表又は無効投票決定表を付して、選挙立会人及び選挙長の確認を受けた。

また、市委員会から提出された開票所の配置図によると、選挙立会人の席は開票台から 20m 程度離れた位置に設けられていたものの、市委員会では選挙立会人の動きを制限しておらず、開票所内を自由に参観することができた旨聞き取った。この点について市委員会に改めて確認したところ、選挙立会人は、開票台の前に並べられた投票箱及びその鍵の異常の有無を確認した後、投票箱から投票用紙を取り出すまでは開票台の近くにおり、開披作業の開始後は、自席に戻る者もいたとのことであった。なお、報道関係者の席は開票所内に設けられており、参観人が出入りできる場所から開票台までは 3m 程度の距離であった。

以上のことから、選挙立会人、報道関係者及び参観人は、投票用紙が投票箱から取り出され、投票用紙そのものを十分に監視できる状況であったと推認でき、さらに、選挙長及び選挙立会人は、全ての投票用紙の有効・無効を決定し、選挙録に記載が真正である旨を確認した上で、これに署名・押印していることから、申立人が主張するような投票用紙そのものを外部的直接的にみるということが不可能な状況であったとはいえない。

なお、平成 25 年執行の熊野市長選挙と本件選挙との配置を比較すると、衆議院議員総選挙の開票作業を同じ

体育館内で行っていたことによる差異はあるものの、おおむね同様の配置で開票を行っており、また、開票作業の手順についても、本件選挙において投票用紙読取分類機を使用したこと以外は同様に行われていることから、本件選挙について従前と異なる対応をしているとはいえ、申立人の主張はあたらない。

#### 4 申立人の理由 4 について

申立人は、投票用紙そのものの不正があったか否かという客観的、物的調査を行うべきである旨主張する。

このことについて、本件選挙で使用された投票用紙については、当委員会が確認したところ、平成 29 年 10 月 2 日に見積合わせにより選定された印刷業者において普通投票用紙 18,000 枚、点字投票用紙 100 枚が印刷され、同月 10 日に市委員会に納品された。印刷の際に出た汚損紙は印刷業者においてシュレッダーにかけ焼却し、投票用紙印刷に使用した原版も、印刷業者において破碎し処分したとのことであった。投票用紙の使用枚数は、投票用紙等受払明細書によれば、普通投票用紙 10,658 枚、点字投票用紙 0 枚であって、この数は、投票者数に一致している。また、使用されなかった投票用紙は、市役所本庁舎内の鍵のかかる倉庫にて保管しており、残紙の枚数を確認したところ、普通投票用紙の枚数が 7,330 枚、点字投票用紙の枚数が 100 枚であり、この数は、作成枚数から使用枚数と、不在者投票用紙として交付し市委員会に送致されなかった 12 枚とを引いた数と一致しており、また、未使用の投票用紙は適切に保管され、何ら異常は認められなかった。このことから、申立人が主張するように本件選挙及び本件選挙以外の選挙で用いられた投票用紙の残紙が含まれている可能性はないものと考えられる。

前述のとおり、期日前投票所において不正があったとは認められないこと、開票作業においても正規の手順に反した行為は認められないこと、未使用の投票用紙が適切に保管され、異常が認められなかったことから、申立人が主張するような投票用紙の不正を疑わせる事実はない。

なお、申立人からは投票済みの投票用紙の再点検の申立てがなされたが、選挙に不正行為があった事実については、申立人が立証する責任を負うが（最高裁判所昭和 23 年 7 月 29 日判決）、この点、申立人からは前記主張を裏付ける具体的な証拠は何ら示されていないことから、当委員会としてその必要性はないものと判断し、申立人からなされた投票済みの投票用紙の再点検などの申立てに係る主張は採用しないこととした。

以上のとおり、市委員会が選挙の規定に違反し、選挙の結果に重大な影響を及ぼしたとして、本件選挙を無効とすべき事実は確認できず、また、本件選挙における当選人の決定手続について、当選が無効とされる場合に該当するような違法な点はなく、その他、本件選挙において、当選決定を無効とすべき違法は認められない。申立人の主張の多くは具体性を欠いたものであり、主張の根拠となる証拠の提出もないことから、単なる憶測の域を出ないものと判断せざるを得ない。

このため、申立人の主張を認容することはできない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成 30 年 2 月 9 日

三重県選挙管理委員会委員長 高木久代

#### 教示

この裁決に不服がある者は、この裁決書の交付を受けた日から 30 日以内に、三重県選挙管理委員会を被告として（訴訟において三重県選挙管理委員会を代表する者は三重県選挙管理委員会委員長となる。）、名古屋高等裁判所に訴えを提起することができる。

## 公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

（「次のとおり」は省略し、当該計画を三重県農林水産部担い手支援課に備え置いて縦覧に供します。）

平成 30 年 2 月 23 日

三重県知事 鈴木英敬

#### 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
水谷 清人	桑名市長島町上坂手 803	桑名市長島町松之木船時 104
丹羽 一久	桑名市長島町平方 364	桑名市長島町源部外面山ノ割 287-3
株式会社 稲生営農サービス	鈴鹿市稲生西 2 丁目 4-28	鈴鹿市稲生町池之下 7991-114 ほか 15 筆
鈴木 道明	鈴鹿市稲生西 1-2-19	鈴鹿市稲生町占木 3837-3 ほか 2 筆
生川 高生	鈴鹿市稲生町 9590-103	鈴鹿市稲生町北野 5677-1
農業法人 クマダ 株式会社	鈴鹿市下大久保町 4340	鈴鹿市深溝町畑田 4222 ほか 10 筆
田中 芳孝	鈴鹿市甲斐町 191-2	鈴鹿市甲斐町北浦 884-1 ほか 5 筆
益川 征	鈴鹿市甲斐町 1137	鈴鹿市弓削町須田 763
鈴木 繁雄	鈴鹿市算所 5 丁目 13-6	鈴鹿市弓削町北浦 921
椋下 保	津市稲葉町 2889	津市稲葉町藤倉 5000 ほか 1 筆
株式会社 林営農センター	津市殿村 727	津市小舟六ノ坪 1335 ほか 1 筆
大田 雅久	津市白山町二本木 2831	津市白山町岡谷ノ垣内 562 ほか 3 筆
有限会社 イケダグリーン	津市白山町二本木 3445	津市白山町岡口堂谷 598-1 ほか 1 筆
農事組合法人 星の郷	松阪市星合町 513-4	松阪市星合町字曲海 399-1 ほか 3 筆
農事組合法人 サンライズ嬉野	松阪市嬉野田村町 329-1	松阪市嬉野田村町字西瀬古 2-1 ほか 7 筆
農事組合法人 西肥留営農組合	松阪市西肥留町 170	松阪市西肥留町字牛浦 15 ほか 2 筆
水本 守	松阪市深長町 601	松阪市久米町字五反田 1794 ほか 7 筆
株式会社 ドイファーム	松阪市嬉野上野町 1188 番地	松阪市嬉野下之庄町字大栗 2104-1 ほか 1 筆
株式会社 南張農産	志摩市浜島町南張 2317	志摩市浜島町南張字湯夫 2186 ほか 99 筆
山口 欣也	度会郡玉城町上田辺 1264 番地	度会郡玉城町上田辺西門 2244 ほか 2 筆
陰地 伸哉	度会郡度会町棚橋 919 番地 4	度会郡度会町坂井北出 1438 番 1 ほか 1 筆
井戸本 好弘	度会郡度会町牧戸 138 番地	度会郡度会町牧戸下ダ村 1232 番ほか 1 筆
江尻 潜	度会郡大紀町大内山 3088-2	度会郡大紀町大内山本テ沖 127 番 1 ほか 2 筆
農事組合法人 上友生豊高の里	伊賀市上友生 1118-4	伊賀市上友生野田 2589 ほか 6 筆
農事組合法人 いだたなか	伊賀市猪田 1405	伊賀市猪田狭間 1127-3 ほか 54 筆
石倉 至	北牟婁郡紀北町島原 824-5	北牟婁郡紀北町小山浦田津原 1199 ほか 1 筆
一般財団法人 熊野市ふるさと振興公社	熊野市紀和町板屋 78 番地	熊野市紀和町矢ノ川西地 224-1 ほか 6 筆
檜作 文彦	南牟婁郡御浜町下市木 4773	南牟婁郡御浜町下市木片芝 5057 ほか 7 筆

## 2 農用地利用配分計画の認可日

平成 30 年 2 月 23 日

三重県自然環境保全条例（平成 15 年三重県条例第 2 号。以下「条例」といいます。）第 18 条第 1 項の規定により三重県指定希少野生動植物種の指定をしたいので、同条第 5 項の規定により、次のとおり指定に係る指定希少野生動植物種及びその種の保護に関する指針の案（以下「指定案」といいます。）を公告し、その案を公衆の縦覧に供します。

なお、条例第 18 条第 6 項の規定により、当該指定案について、利害関係人は、知事に意見書を提出することができます。

平成 30 年 2 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 指定案

指定する種名	指定の理由	条例第 18 条第 3 項に規定する指針の案
シロチドリ	種の存続に支障を及ぼす程度に個体の数が著しく少ない種であり、特に保護する必要があるため	<p>1 種名 和名 シロチドリ (鳥綱チドリ目チドリ科) 学名 <i>Charadrius alexandrinus</i></p> <p>2 概要 全長 17cm 程度。砂浜海岸、干潟でみられる小型のチドリ。エサは昆虫、ゴカイなど。繁殖地は主に内湾に面した海岸の砂地で、春から夏にかけて産卵する。県内では留鳥のものと渡りをするものがある。</p> <p>3 指定要件 県内における繁殖個体数が 250 未満であると推定されていることから、三重県自然環境保全条例施行規則（平成 15 年三重県規則第 37 号。以下「規則」という。）第 19 条第 1 項第 4 号の「個体群の成熟個体数が 250 未満であると推定されるものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係） 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による捕獲等の許可がされない場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係） 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による捕獲等の許可を受けた場合</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号） 規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
サシバ	種の存続に支障を及ぼす程度に個体の数が著しく少ない種であり、特に保護する必要があるため	<p>1 種名 和名 サシバ (鳥綱タカ目タカ科) 学名 <i>Butastur indicus</i></p> <p>2 概要 体長約 50cm、翼開長約 100cm。日本には春に飛来して繁殖する。秋には大部分が東南アジアまで南下して越冬する。エサは爬虫類、両生類、昆虫、ネズミ、小型の鳥類など。水田や樹林が隣接する里山丘陵地を中心に分布する。</p> <p>3 指定要件 県内における生息個体数が 250 未満であると推定されていることから、三重県自然環境保全条例施行規則（平成 15 年三重県規則第 37 号。以下「規則」という。）第 19 条第 1 項第 4 号の「個体群の成熟個体数が 250 未満であると推定されるものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係） 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による捕獲等の許可がされない場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係） 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による捕獲等の許可を受けた場合</p> <p>6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号） 規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。</p>
ミズギク	種の存続に支障を及ぼす程度に個体の数が著しく少ない種であり、特に保護する必要があるため	<p>1 種名 和名 ミズギク (被子植物双子葉類キク科) 学名 <i>Inula ciliaris</i> (Miq.) Maxim. var. <i>ciliaris</i></p> <p>2 概要 丘陵地や山地の湿地に生える高さ 20～50cm の多年草。6～10 月に茎の上部に黄色の花を咲かせる。</p> <p>3 指定要件 県内における生育個体数が 50 未満であると推定されていることから、三重県自然環境保全条例施行規則（平成 15 年三重県規則第 37 号。以下「規則」という。）第 19 条第 1 項第 4 号の「個体群の成熟個体数が 250 未満であると推定されるものであること」に該当する。</p> <p>4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第 20 条第 2 項関係） 条例第 20 条第 2 項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合 (2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 適切な栽培施設を有しないこと、生育のための環境が整わないこと、必要に応じて本種に関する専門的知識を有する者の指導助言を得られないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合</p> <p>5 捕獲等の届出の適用除外（条例第 20 条第 6 項第 2 号関係） 条例第 20 条第 6 項第 2 号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。</p>

		6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第 23 条第 2 号）規則第 23 条第 2 号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。
--	--	---

- 2 指定案の縦覧場所  
津市広明町 13 番地 三重県農林水産部みどり共生推進課
- 3 指定案の縦覧期間  
平成 30 年 2 月 23 日（金）から同年 3 月 9 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先
  - (1) 提出期間  
平成 30 年 2 月 23 日（金）から同年 3 月 9 日（金）まで
  - (2) 提出先  
〒514-8570 津市広明町 13 番地  
三重県農林水産部みどり共生推進課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 30 年 2 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 30 年 2 月 5 日	伊勢市小俣町新村字一ノ岡 558-30 の一部ほか 4 筆	伊勢市曾祢 2 丁目 11-8 株式会社ナカムラ工務店 代表取締役 中 村 博 光
平成 30 年 2 月 5 日	三重郡川越町大字高松字乾 215 ほか 3 筆	四日市市中川原 3 丁目 5-1 有限会社トヨタ不動産 代表取締役 豊 田 晃 四日市市ときわ 1 丁目 1-3 株式会社プレイナー 代表取締役 近 藤 英 雄
平成 30 年 2 月 6 日	松阪市嬉野新屋庄町字玉葛 384-1 の一部	松阪市嬉野新屋庄町 381-2 奥 井 元 大 奥 井 奈 美
平成 30 年 2 月 6 日	三重郡川越町大字当新田字立割 565-1 ほか 4 筆ほか 4 筆の一部	三重郡川越町大字当新田 362-1 株式会社ライフワン 代表取締役 野 呂 勇 滋
平成 30 年 2 月 7 日	松阪市上川町字長洞 3701-2	津市高茶屋小森町 2892-157 株式会社 HARMONY 代表取締役 山 本 航 聡
平成 30 年 2 月 8 日	松阪市外五曲町字西沖 96-1	松阪市日野町 563-2 稲葉不動産 代表者 稲 葉 米
平成 30 年 2 月 8 日	松阪市駅部田町字天神前 721-6 ほか 3 筆	松阪市駅部田町 620-6 株式会社ハウスエージェント 代表取締役 高 橋 伸 久
平成 30 年 2 月 9 日	三重郡川越町大字当新田字宮前 680-1	桑名市大字桑名 647-95 太 田 春 代
平成 30 年 2 月 13 日	員弁郡東員町大字大木字川戸 1288-2	三重郡朝日町大字縄生 360-1 サンペドロ B 202 佐 伯 和 哉
平成 30 年 2 月 13 日	松阪市曲町字樋ノ向 1321-7 ほか 3 筆	大阪府八尾市空港 1 丁目 81 自衛隊 松 本 直 樹 伊勢市小俣町明野 500-5 松 本 紗 苗
平成 30 年 2 月 13 日	亀山市川合町字長妻 1217-5 ほか 2 筆 (第 1 工区)	亀山市東御幸町 60-2 株式会社石井不動産 代表取締役 石 井 貢



**特定調達公告**

次のとおり落札者を決定しましたので、三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年三重県企業庁管理規程第9号）第12条の規定により公告します。

平成30年2月23日

三重県企業庁長 山 神 秀 次

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 平成29年度ご発 第1-分0003号<br>三重ごみ固形燃料発電所 RDF焼却・発電施設定期点検整備業務 |
| 2 | 担当部局    | 三重県桑名市多度町力尾<br>三重県企業庁 三重ごみ固形燃料発電所                    |
| 3 | 落札者決定日  | 平成30年2月6日  |
| 4 | 落札者     | 三重県四日市市浜田町6番11号<br>富士電機株式会社 三重営業所<br>所長 菅原 是善        |
| 5 | 落札金額    | 入札価格 843,200,000円<br>契約金額 910,656,000円               |
| 6 | 決定手続    | 一般競争入札   |
| 7 | 入札公告日   | 平成29年12月15日  |

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---